

長野県住宅供給公社一般行動計画

当社は、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分発揮できるよう、次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

策定日 平成 30 年 8 月 1 日

計画期間 平成 30 年 9 月 1 日～平成 35 年 8 月 31 日

実施内容

【目標 1】

計画期間内に、長野県住宅供給公社職員の育児休業等実施要領に該当する職員の、育児休業取得状況を、次の水準以上にします。

男性職員： 計画期間中に 1 名以上取得

女性職員： 取得率 80%以上

《対策》

男女とも育児休業取得が可能である旨を、該当職員に対し周知を行います。

【目標 2】

計画期間内に、年次有給休暇の年間平均取得日数を 1 人 10 日以上にします。

《対策》

年次有給休暇取得促進のため、連続した休暇を計画的に取得するよう呼びかけを行います。

また、勤続年数 10 年以上の者に対しては、個別に既設のリフレッシュ休暇（5 年毎に連続して 5 日間）の取得を促します。

【目標 3】

所定外労働の削減を進めるため、従来から実施している毎週水曜日のノー残業デーに加え、新たに毎週金曜日もノー残業デーに指定します。

《対策》

週二日のノー残業デーについて周知を図り、確実に実施できる職場環境づくりに努めます。